

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 第2次回答

管理番号	24	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	07_産業振興

提案事項(事項名)

導入促進基本計画の変更における調査、分析等の事務負担の軽減

提案団体

北上市

制度の所管・関係府省

経済産業省

求める措置の具体的内容

導入促進基本計画は、税制改正に伴い2年ごとに変更しているが、変更の都度自治体の現状や産業構造等の調査及び分析を実施することなく、社会情勢等に大きな変化があった場合にのみこれらの調査及び分析を実施することで変更を可能とすることを求める。

地方公共団体の事務負担軽減のため、「効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド」(令和5年3月31日閣議決定)の趣旨に沿って見直しされたい。

具体的な支障事例

導入促進基本計画は、税制改正に伴い2年ごとに変更しているが、変更の都度自治体の現状や産業構造等の調査及び分析を実施し、その結果を計画に記載する必要があることから、事務負担が大きい。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

計画策定及び計画変更における事務負担が軽減される。

根拠法令等

中小企業等経営強化法第49条第1項及び第2項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

ひたちなか市、川崎市、島田市、尾張旭市、熊本市

○原状当市では、当初の基本計画から産業構造等に変更は生じていないが、変更の有無について産業構造等を2年ごとに調査分析するのは事務負担である。

○導入促進基本計画の2年ごとの変更に係る事務負担は少なくはなく、社会情勢等に大きな変化があった場合に限り現状分析等を実施する改正の趣旨には賛同する。

各府省からの第1次回答

導入促進基本計画は、変更の都度、地域の人口構造や産業構造等の調査や分析を行う必要はないと考えており、市町村における既存の総合計画の記載を活用した効率的な記載例を示すなど、市町村の事務負担の軽減につながる方策について検討してまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

変更の都度、地域の人口構造や産業構造等の調査分析を行う必要がないのであれば、「中小企業等の経営強化に関する基本方針(先端設備等導入関係)(令和三年八月二日時点)」の次回の改定において、導入促進基本計画を変更する場合には、第6に記載されている「市町村(特別区を含む。以下同じ。)が自らの地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等を分析した上で」という記載部分を適用しない旨を明確化されたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

各府省からの第2次回答

地域の人口構造や産業構造等の調査や分析は、導入促進基本計画において先端設備等の導入促進の目標を設定する際に必要な記載事項だが、総合計画をはじめとする市町村独自の計画等における調査結果等を活用できるため、必ず新たに調査や分析を行うことを求めているわけではない。
すなわち、総合計画をはじめとする市町村独自の計画等を引用することができると考えており、記載例を示すと共に、中小企業等の経営強化に関する基本方針の見直しの際には明示することを検討してまいりたい。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 第2次回答

管理番号	29	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	02_農業・農地

提案事項(事項名)

地区計画制度を利用して土地区画整理事業を施行する場合における農地転用及び農振除外の取扱いの見直し

提案団体

亀岡市

制度の所管・関係府省

農林水産省、経済産業省

求める措置の具体的内容

地区計画制度を利用して土地区画整理事業を施行する場合、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(以下「地域未来法」という。)による手続きは進出企業の確定が前提となり、分譲方式(いわゆるレディメイド方式)による産業団地造成などの計画の場合には、手続きの進行が困難となる。結果、農地転用及び農振除外の目途が立たず、他手続き含めて事業全体に支障が生じる。
ついては、分譲方式を用いる場合でも作成可能となるよう市町村の土地利用調整計画に記載が必要な事項を修正し、加えて同計画の同意段階で農振除外・農地転用許可の見込みありと判断されるよう緩和されたい。

具体的な支障事例

【現行制度について】

地域未来法を活用した開発事業に伴う農地転用・農振除外については、「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく計画に係る農業振興地域制度及び農地転用許可制度の運用について」(平成 30 年3月1日付け農林水産省農村振興局長通知)により運用が示されており、地域経済牽引事業計画の承認が前提となる。

また、同計画策定の前提となる土地利用調整計画には進出企業が確定していなければ記載が困難な項目があることから、土地利用調整計画の策定段階で進出企業の確定が必要といえる。

【支障事例】

当市の都市計画マスタープランにおいて、広域道路網を活かした産業の拠点として整備する方針が示されている地域において、工場用地として約 12ha の土地区画整理事業が持ち上がった。当該区域の農振除外を目指したものの、進出企業の未確定により土地利用調整計画が作成できず、農地転用・農振除外の手続きが停止している。農振除外・農地転用の見込みが示されないため地区計画等の手続きにも支障が生じている。

このような状況では企業が進出を決断することは困難である一方で、進出企業が確定しなければ手続きが前に進まない状況であり、デッドロック状態に陥っている。

【制度改正の必要性】

地域未来法による手続きは進出企業の確定が前提となり、分譲方式による産業団地造成などの計画の場合には上記支障事例のような事態に陥ることから、分譲方式による手法にも対応できるよう制度改正が必要である。

【支障の解決策】

地域未来法に基づく基本計画において重点促進区域と定めた区域において、同計画に定める活用戦略に沿った調整が進められていることに加え、都市計画マスタープラン等の市町村計画においても当該地域の整備方針が定められている場合においては、市町村の土地利用調整計画に進出企業の情報(事業内容・事業規模)を不要とすること及び土地利用調整計画の同意段階で農振除外・農地転用許可の見込みありと判断されること。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

土地区画整理事業の事業化を目指す地域団体は、地域未来法に基づく京都府南丹地域基本計画により「重点促進区域」と定めた区域において、同計画が定める活用戦略に基づき（製造業等の）企業誘致を目指しているところであるが、具体的な土地の分譲時期、費用等を示すことが困難であり誘致の実現に苦慮している状況にある。

当該事業の予定地域は、当市の都市計画マスタープランにおいて広域道路網を活かした産業の拠点として整備する方針が示されている。さらに地区整備計画により建築物等を定めたとうえで土地区画整理事業を施行するため、具体的な企業は確定していなくても工場用地としての活用は確実であると判断できるため、現時点で農振除外・農地転用の見込みありとの判断が示され、地区計画の手続きも前に進めたいと考えている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

優良農地の保全を図り無秩序な開発を抑制することは大前提としたうえで、分譲方式の開発計画にも対応できるよう制度改革を行うことで、地域経済の活性化に繋がることが期待できる。

根拠法令等

農業振興地域の整備に関する法律第10条第4項、農業振興地域の整備に関する法律施行令第8条第2項第5号、農地法第5条、農地法施行規則第57条第5号、都市計画法第12条の5、第34条第10号、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第11条、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく計画に係る農業振興地域制度及び農地転用許可制度の運用について（平成30年3月1日付け農林水産省農村振興局長通知）第4、第5

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、川崎市、稲沢市、熊本市

○当市の場合、地区計画制度を利用して土地区画整理事業を施行する事例はないが、地域未来法を活用して分譲方式による産業団地の整備を行う場合に、進出企業が確定していなくても開発可能となるよう規制緩和を求めることに賛同する。

各府省からの第1次回答

地域未来投資促進法に基づく土地利用調整計画については、令和5年7月に土地利用調整計画のガイドラインを改正し、地域経済牽引事業を行おうとするもの（企業等）の情報について「実施を想定する地域経済牽引事業の内容」としたところであり、必ずしも企業名等が確定した後でないと作成できないものとはなっていない。

一方で、農地法及び農振法に係る土地利用調整の特例については、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域に経済的効果を及ぼす地域経済牽引事業の用に供する施設の円滑な整備を支援する趣旨で措置されたものであり、地域経済牽引事業を実施しない者が、同法に基づく規制の特例措置を活用することは出来ない。土地利用調整計画の同意段階で土地利用調整の特例の適用を認めることは、上記の特例措置の趣旨に反することから適当ではない。

なお、経済産業省として、産業用地の確保については課題として認識しており、産業用地の計画的な整備の促進に向けて、関係省庁とも相談の上検討したい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

地域未来投資促進法に基づく土地利用調整計画について、必ずしも企業名等が確定した後でないと作成できないものとはなっていないことは承知している。土地利用調整の特例措置の趣旨についても理解する。

一方で、進出企業が確定し、地域経済牽引事業計画が承認されるまで農振除外・農地転用の見込みが立たないという状況は、分譲方式（レディメイド方式）による産業団地造成などの計画の場合には、支障が生じるとして本提案に至った経過がある。進出を検討する企業にとっては立地可能時期が見極められないというのは、進出を躊躇せざるを得ない要因となりうる。

しかしながら、企業に対して立地可能時期を示そうにも、土地利用調整の特例の適用見込みを示すことができない現状では、農地法及び農振法の手続きはもとより、地区計画の手続き等、他法令の手続きにおいても支障が

生じるため、具体的な立地可能時期を示すことが困難であり、背反した状況に苦慮している。

都市計画マスタープラン等の市町村計画において当該地域の整備方針が定められている場合においては、市町村の土地利用調整計画の同意の段階で、当該土地の農用地区域からの除外について、都道府県の目標面積等に影響を及ぼさないこと等について事前に都道府県の同意を得ることを可能とすることで、市町村の農業振興地域整備計画の変更の「見込み」を示すことができるよう制度を見直し、他法令の手続きへの支障が緩和されれば、課題解決につながると考える。

本提案に限らず、産業用地の確保という課題解決に向けた取り組みとして、分譲方式による産業団地造成において利用しやすい制度設計について、関係省庁間での調整の上ご検討いただきたい。

各府省からの第１次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

各府省からの第２次回答

地域未来投資促進法においては、農地転用に係る第１種農地の例外許可や農業用排水施設整備事業に係る事業完了後８年経過要件の不適用等の特例が措置されており、当該特例の適用に当たっては、当該土地の遊休化を招くことがないよう、転用する農地が地域経済牽引事業の用に供する施設の用に供されることが確実となった段階で特例の適用を認めることとしている。

同法において、施設の用に供されることが確実となる段階は、市町村が土地利用調整計画を策定し、事業者が作成する地域経済牽引事業計画が都道府県に承認された段階であり、関連する整備方針が定められている場合であっても、土地利用調整計画の同意の段階では、地域経済牽引事業の実施が確実とは認められないことから、土地利用調整計画の同意をもって、農用地区域からの除外や農地転用許可の見込みがあると判断することは、当該特例の趣旨に照らして適当ではない。

なお、土地利用調整計画の作成においては、同意基本計画の土地利用調整方針に則して農業振興地域制度担当部局、農地転用許可制度部局及び農業委員会と調整した結果を記載することとしており、配慮を受ける関係法令について、一定程度、予見可能性を高めることができると考えられることから、まずは、土地利用調整計画を早期に作成することが重要であると認識。

その上で、経済産業省として、産業用地の確保については課題として認識しており、産業用地の計画的な整備の促進に向けて、関係省庁とも相談の上で検討を進めてまいりたい。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 第2次回答

管理番号	66	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	06_環境・衛生

提案事項(事項名)

再商品化計画の認定後における管理及び検査業務に係るガイドラインの策定等

提案団体

新宿区

制度の所管・関係府省

経済産業省、環境省

求める措置の具体的内容

再商品化計画に基づき自治体が行う管理業務や検査業務について、画一的なガイドラインやチェック項目等の整備を求める。

具体的な支障事例

【支障事例】
再商品化計画の認定後に自治体が行うこととなる管理業務や検査業務では、専門的知識や経験に基づく判断が必要となるため、多大な時間と労力を要している。また、自治体の裁量によるところが大きいので、自治体によって対応に差が出ることが懸念される。
現地で確認する自治体や職員によって、判断に差が生じる可能性があり、そのため、同一の再商品化事業者を複数の自治体を利用する場合、自治体間での判断が異なることにより、当区の再商品化業務にも影響を及ぼす可能性があり、再商品化の安定性を妨げる恐れがある。

【支障の解決策】
再商品化計画に基づき自治体が行う管理業務や検査業務について、画一的なガイドラインやチェック項目等を整備することで、支障が解決すると考える。
具体的には、①現地確認での具体的な確認事項及び判断基準を示した画一的なガイドライン、②分別収集物の品質検査における事前準備及び当日の手順に関するマニュアル、③再商品化製品の品質検査における検査方法、検体採取方法、運搬方法に関するマニュアルを作成いただきたい。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

ベール検査、現地確認、再商品化製品分析調査を実施する際に、実施者としての知識や経験が無いため苦慮した。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

業務計画の作成に要する労力の削減が期待できる。また、自治体による対応の差を軽減し、統一的な管理を行うことで、広域的な再商品化業務の安定化が期待できる。

根拠法令等

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行規則第4条、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行令第11条第4号、分別収集物の基準並びに分別収集物の再商品化並びに使用済プラスチック

ク使用製品及びプラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化に必要な行為の委託の基準に関する省令第4条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

ひたちなか市、兵庫県、熊本市、鹿児島市

—

各府省からの第1次回答

再商品化計画の手引き等については、引き続き、随時整備してまいりたい。その上で、御提案いただいた内容については、それぞれ以下のとおり回答する。

①現地確認での具体的な確認事項及び判断基準を示した画一的なガイドラインについて：

現地確認での確認事項等をまとめた資料を「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」特設サイトにて公開しているので、御確認いただきたい。

<https://plastic-circulation.env.go.jp/about/hourei?tab=tebiki>

※「再商品化実施状況の現地確認のためのチェックシート」を御覧いただきたい。

②分別収集物の品質検査における事前準備及び当日の手順に関するマニュアルについて：

同特設サイトにて公開されている再商品化計画の認定申請の手引きにて手順等を示しているので、御確認いただきたい。

[https://plastic-circulation.env.go.jp/wp-](https://plastic-circulation.env.go.jp/wp-content/themes/plastic/assets/pdf/tebiki_saishohinka_ninteishinsei_1.2_.pdf)

[content/themes/plastic/assets/pdf/tebiki_saishohinka_ninteishinsei_1.2_.pdf](https://plastic-circulation.env.go.jp/wp-content/themes/plastic/assets/pdf/tebiki_saishohinka_ninteishinsei_1.2_.pdf)

③再商品化製品の品質検査における検査方法、検体採取方法、運搬方法に関するマニュアルについて：

同再商品化計画の認定申請の手引きの別紙3「再商品化製品の品質を確保するための措置」の記入例で一つの方法を示しているので、御確認いただきたい。その上で具体的には、当該記入例を参考に、再商品化事業者や品質検査を実施する機関と相談の上、検査を実施いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

①特設サイトにて公開されている「再商品化実施状況の現地確認のためのチェックシート」では、再商品化を行う設備の確認などの項目が整理されているが、設備の配置や機器の仕様等、より具体的な確認箇所を示すことで、自治体や職員による評価の相違を防ぐことができると考える。

②再商品化計画の認定申請の手引きでは、分別収集物の品質検査における事前準備及び当日の手順について、合理化拠出金の適用に至るまで記載されているが、選別作業員の人数や選別作業経験の有無、選別作業回数等、特に容器包装比率の決定に関わる項目について整備をすることで、再商品化実施者である認定市区町村の主体性を確保することができると考える。

③手引きの別紙3「再商品化製品の品質を確保するための措置」では、再商品化製品の品質検査に係る分析方法の一例が示されている。これに加え、再商品化製品の検体採取及び運搬方法の手順を記載することで、自治体による検査結果の相違を防ぎ、検査品質の信頼性を確保することができると考える。

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律第33条に基づき再商品化計画を作成し、再商品化を行う市区町村が増加する中、安定したプラスチックの再商品化を維持するため、手引きやチェックシートの整備を進めていただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

各府省からの第2次回答

再商品化計画の手引き等については、引き続き、随時整備してまいりたい。その上で、御提案いただいた内容については、それぞれ以下のとおり回答する。

①設備の配置や機器の仕様等の具体的な確認箇所について：

「再商品化実施状況の現地確認のためのチェックシート」における確認項目のうち、「再商品化計画に記載する設備で再商品化が行われている。」が対応しているため、こちらの項目を活用し、再商品化計画の別紙2等の記載に基づいた設備であることの確認を実施していただきたい。

②分別収集物の品質検査のうち、容器包装比率の決定に関わる項目の整備について：

再商品化認定の手引きにおいて、品質検査の詳細については、御指摘の点も踏まえ、今後の整備の中で検討してまいりたい。

③再商品化製品の品質検査における検体採取や運搬方法について：

検体採取においては無作為抽出であれば方法について特段の指定を行っておらず、また、運搬方法においても同様に特段の指定をしていないため、それぞれ記載をしていない状況である。引き続き当該記入例を参考に、再商品化事業者や品質検査を実施する機関と相談の上、検査を実施していただきたい。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 第2次回答

管理番号	70	重点募集テーマ	○(デジタル化(4))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	06_環境・衛生

提案事項(事項名)

自動車リサイクル法等に基づく申請・届出等のオンライン化に向けた e-Gov の整備・改修

提案団体

千葉県、青森県、千葉市、柏市

制度の所管・関係府省

デジタル庁、経済産業省、環境省

求める措置の具体的内容

令和6年提案管理番号 28 及び 49 を受けて、各種環境法令に基づく申請・届出等について現在、e-Gov への搭載の検討を進めていることを踏まえ、自動車リサイクル法及びフロン排出抑制法に係る申請・届出等においても同様に e-Gov を活用し、入力フォームでの提出を可能とすることを求める。
また、当該システムにオンライン決済機能(政府共通決済基盤)を搭載し、一連の手続きを e-Gov 上で完結させること。
なお、原本提出を求められるような提出書類はなく、一連の手続を電子化する上での支障はない。
○自動車リサイクル法における引取業者・フロン類回収業者に係る登録申請、登録更新申請、変更届、廃業等の届出、登録証明願
○フロン排出抑制法における第一種フロン類充填回収業者に係る登録申請、登録更新申請、変更届、廃業等の届出
(年間登録・届出件数)
提案団体: 約 1250 件
共同提案団体 A: 61 件

具体的な支障事例

【環境法令の申請・届出制度について】
現在、各種環境法令の申請・届出については、多くの自治体が紙による受付である。そのため、提出時に事前に予約が必要であったり、修正等の際にも再度窓口足を運ぶ必要がある。
一部の自治体では、電子申請やキャッシュレス納付が可能となっているが、自治体ごとにシステムを構築しているため、それぞれ ID パスワードが必要だったり、書式や図面ファイルのアップロード方法など申請方法が異なっており、煩雑さがある。
【行政の事務について】
自治体ごとに電子申請窓口を構築するには、システム開発や財政負担が伴うため、また統一的なものが無いため、事業者の利便性が格段に向上するとは言い難い。
申請・届出内容の取扱いを容易にするためには、内容を電子データ化するなど一定の作業負担がある。
【支障の解決策】
これら手続きについて、e-Gov の整備・改修等により、手続きの簡素化、事務の効率化、キャッシュレス化、DX の推進が可能となり、e-Gov 上でのオンライン完結が実現する。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

全国統一のシステムが構築されることにより、届出等様式の統一、窓口に出向く必要がなくなる、手続可能な時間帯が拡大されるなど、届出をする事業者にとっての利便性の向上が期待できる。
さらに、統一化・共通化されたシステムの構築により自治体の受付業務が軽減される。

根拠法令等

自動車リサイクル法（使用済自動車の再資源化等に関する法律）
フロン排出抑制法（フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律）

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

豊橋市、寝屋川市、熊本市

—

各府省からの第1次回答

ご指摘の法令に係る申請・届出等については、提出書類の種類・形式等、自治体毎に対応が異なることや、既に独自の電子申請サービスを構築している自治体もあることを承知しており、申請方法を統一しオンライン化するには、まずは実態を把握した上で自治体からも意見を伺いつつ慎重に検討する必要があると考えている。
また、e-Govにおいては、申請・届出内容に不備等があった場合の修正や、申請・届出情報に係る汎用的なデータでの出力等の機能改善・追加を進めているところであるが、支障事例にあるキャッシュレス納付への対応や、自治体からの要望が予想される自治体の決裁システムとの連携が未定であるなど、一連の手続をe-Gov上で完結させるにはさらなる機能改善・追加等による利便性の向上が必要な状況となっている。
については、自治体の実態把握の結果やe-Govの機能改善・追加の状況等を踏まえ、システム所管府省とも調整の上、e-Govによる手続のオンライン化を検討してまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

ご意見のとおり、自動車リサイクル法及びフロン排出抑制法に係る申請・届出等においては自治体毎に提出書類が異なっており、自治体をまたいで業を行う事業者にとって煩雑なものとなっているため、令和5年6月1日規制改革推進会議「ローカルルール見直しに係る基本的考え方」において様式等の統一が求められていることを踏まえ、国が統一化の方向性を示す必要があると考えている。その上で、提案内容の早期実現に向け検討を進めていただくとともに、自治体の実態把握の方法、その時期等具体的な検討項目を示していただきたい。
e-Govの機能改善・追加の方向性として、「自動車リサイクル法及びフロン排出抑制法に係る申請・届出手続のe-Govへの搭載が完了次第、e-Govによる運用を先行して開始し、キャッシュレス納付や自治体の決裁システムとの連携機能は順次改修等で追加していく」方法と、「キャッシュレス納付や自治体の決裁システムとの連携への対応が完了し、e-Gov上でオンライン完結を実現してからe-Govによる運用を開始する」方法が考えられるが、国においてどのような方向性となっているかご教示いただきたい。併せて、自動車リサイクル法及びフロン排出抑制法に係る申請・届出等のe-Govでの運用開始の目途等を示していただきたい。
自治体手続に係るキャッシュレス納付についてはe-Govと政府共通決済基盤の連携を想定しているが、連携に向けた具体的な検討状況やスケジュールをご教示いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】
行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化など、デジタル技術の活用によって住民サービスの向上および地方公共団体の業務効率化が図られるよう、本提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。
あわせて、提案の実現にあたっては、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会と必要な連携を図ることを求

める。

各府省からの第2次回答

令和7年度中に自治体毎における申請・届出等の手続きに関するアンケートを実施する予定であり、e-Govにおいて機能として整備すべき項目、様式の統一化、スケジュール等について、自治体のニーズを把握しながら、システム所管府省とも調整の上、検討してまいりたい。

デジタル庁において、e-Govでの地方公金の電子納付の実現に向けた検討を進めているところであり、この検討結果を踏まえてスケジュールを検討してまいりたい。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 第2次回答

管理番号	112	重点募集テーマ	○(デジタル化(4 以外))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	07_産業振興

提案事項(事項名)

国家資格「計量士」の登録の都道府県経由の廃止等

提案団体

福井県

制度の所管・関係府省

デジタル庁、経済産業省

求める措置の具体的内容

国家資格「計量士」の登録について、
(1) 登録申請手続等について、国家資格等情報連携・活用システムを利用するとともに、紙媒体による申請及びオンラインによる申請どちらも都道府県の経由を要しないこととすること。
(2) 計量士登録証について、当該システムにおいて発行が可能な「デジタル資格者証」を原本とすること。

具体的な支障事例

国家資格等については、令和6年8月6日より運用が開始された国家資格等情報連携・活用システムを用いることで、オンラインでの資格登録や「デジタル資格者証」による資格所持状況の確認が可能になる予定であり、「令和6年の地方からの提案等に関する対応方針(令和6年 12 月 24 日閣議決定)」では建築基準適合判定資格者等の国家資格について、国家資格等情報連携活用システムを用いたオンラインによる登録申請を可能とするとともに、都道府県経由の廃止が謳われている。

(1)について
計量士についても、計量法施行令第 32 条で登録申請時の都道府県経由が規定されているところ、建築基準適合判定資格者と同様に国家資格等情報連携・活用システムを利用したオンライン申請を可能とした上で、紙媒体及びオンライン申請双方の都道府県経由事務を廃止することで、登録申請者から直接国へ申請が行われ、来庁負担や添付書類の事前準備が不要になる。
また、登録申請者にとってのメリットだけでなく、都道府県での事務処理の負担軽減にもつながる。

(2)について
さらに、「デジタル資格者証」を計量士登録証の原本とすることで、登録証の交付についても、都道府県経由を不要とし、申請者への交付の迅速化や都道府県事務の負担軽減が期待される。
これらのことから、計量士の登録申請については「デジタル社会の実現に向けた重点計画(令和6年6月 21 日閣議決定)」の趣旨を踏まえ、他の国家資格の登録申請と同様に国家資格等情報連携・活用システムを活用し、オンラインによる登録申請を可能とし、「デジタル資格者証」を登録証の原本とするとともに、紙媒体及びオンラインによる申請のどちらの場合であっても都道府県の経由を要しないこととすることを提案する。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

提案の実現により申請者の負担軽減及び行政のデジタル化・効率化につながる。

根拠法令等

計量法第 122 条、計量法施行令第 32 条、第 36 条、第 37 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

栃木県、滋賀県、和歌山県、宮崎県

○当県における計量士登録の令和6年度実績は3件となっている。計量士の登録申請及び登録証交付手続は都道府県経由で行われており、手続に時間を要している。これらの手続についてデジタル化し、都道府県経由を廃止することにより、申請者及び都道府県事務の負担軽減が図られる。

○業務の効率化に資する DX を活用した取組で、申請者の利益となるほか、類似の国家資格に関する先行事例もあるため有用と認められる。

各府省からの第 1 次回答

政府において活用が進みつつある「国家資格等情報連携・活用システム」については、「計量士」の登録申請手続等についても活用の可能性を検討しているところであるが、「計量士」として登録されるためには、計量器の検査その他の計量管理を適確に行うために必要な知識経験を有する必要がある（計量法第 122 条）、都道府県知事は、登録に際し、計量法施行規則第 54 条に基づき、「法第 122 条第2項第1号の条件に適合していることを証明している（いわゆる「都道府県知事の実務経験証明」）。

現行のシステムを活用し、登録申請において都道府県を経由しないこととする場合、都道府県知事に別途、実務経験証明を求め、確認等を行う手続が必要となり、必ずしも業務処理の迅速化、効率化につながらない状況が生じる。（登録申請における個別の事業所での業務（申請は全ての都道府県から出される）について、「計量士の登録に必要な実務経験を積んだと認められる」かどうかを国が直接確認することは現実的ではない。）

また、計量行政の実施主体である都道府県が、適切に計量行政を遂行していくためには、管内で業務を行う計量士の情報を把握しておくことが重要であり、実際にそのようなニーズもあることから、都道府県が登録事務に一切関わらないこととするのは、必ずしも全ての自治体が望んでいることとは言えない。

適切に計量行政を遂行しつつ、都道府県と国が適切に業務分担し、業務を迅速化、効率化していくためには、例えば、「国家資格等情報連携・活用システム」の利活用等が考えられるが、今後、関係省庁及び都道府県とも相談しつつ、検討を進めて参りたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

国家資格等情報連携・活用システムの利用に伴い、オンラインでの申請が可能な環境が整えば、必ずしも都道府県において申請窓口を設ける必要がなくなるほか、デジタル資格者証を免許証の原本とすることで、紙の免許証の交付に係る事務が不要となり、資格付与までの期間短縮といった利便性の向上が期待される。「経済財政運営と改革の基本方針 2025」や「地方創生 2.0 基本構想」など、政府方針として都道府県経由事務の廃止について明示されていることから、積極的に御検討いただきたい。

都道府県知事の実務経験証明が経由事務の廃止においてネックとなっているとのことであるが、都道府県の実務経験証明を残さざるを得ないのであれば、例えば国家資格等情報連携・活用システムを用いたオンライン申請を国へ直接行うこととした上で、申請情報を都道府県もシステム上で閲覧可能な環境を整え、実務経験証明を都道府県から国へ提出する運用も考えられるのではないかと。また、都道府県も資格登録に一定関与すべきであることについて、申請情報・登録情報をシステム上で都道府県に共有することで、引き続き都道府県は適切に計量行政を遂行することが可能になると考える。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

計量士資格については、地方公共団体の業務負担の軽減と住民サービスの向上を図る観点から、「国家資格

等情報連携・活用システム」を活用した資格申請・変更等のオンライン化を全面的に推進し、資格の付与・管理を国が一元的に担う体制への移行について特に積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

「経済財政運営と改革の基本方針 2025」（骨太方針 2025）や「地方創生 2.0 基本構想」、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」といった閣議決定文書において、経由事務の廃止が政府方針として明示されていることに加え、「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」に基づく、「国家資格等情報連携・活用システムの利用拡大に係る共通化推進方針」が策定されていることから、提案の実現に向けて積極的に検討していただきたい。

国家資格制度に関しては国が責任をもって制度基盤を整備すべきであり、デジタル化を通じた基盤整備が求められている今日、オンラインで直接に申請手続等が完結する仕組みを国として早急に構築すべきではないか。国へのオンライン申請を可能とし、申請内容等の確認に係る都道府県経由事務を廃止した上で、国への申請情報が同時に都道府県に共有される仕組みとすることで、国からの実務経験証明の照会を要せず、都道府県自ら実務経験証明を国に提出する運用が可能になるのではないかと。これにより、国・地方全体での事務の効率化・合理化が図られるのではないかと。

計量士の登録情報等をシステム上で都道府県に共有することで、都道府県における適切な計量行政の遂行に支障は発生しないのではないかと。

各府省からの第 2 次回答

計量法における法執行業務は、国、都道府県、特定市が、それぞれの役割を担っており、都道府県は、計量行政の実施主体として、多くの自治事務を担っている。

計量士登録申請において、都道府県は申請者における実務経験の条件（「計量に関する実務に一年以上従事」等）に適合することを証する書面（いわゆる「都道府県知事の実務経験証明」）を、自治事務で得られる情報や知見等も踏まえ、必要に応じ、実際に従事している事業所を訪問するなどして作成しており、単なる都道府県への情報共有を目的とした経由事務ではない。

具体的には、実務経験の期間としてカウントできる事業所については、計量法上の各種手続き（登録、指定、届出受理等）上、都道府県が最も情報を有し、密接に関係している事業所（計量証明に係る事業所、適正計量管理事業所等）であり、都道府県が実務経験の証明を実施するのが最適。

本件については、今後も引き続き、都道府県が対応することが地域の適正な計量の実施の確保に資するものと考えるが、経由事務廃止の是非について、提案自治体以外の都道府県の計量行政機関がどのような考えであるか確認する。

他方で、申請者の利便性向上や行政事務の効率化に資するべく、国家資格等情報連携・活用システム（以下「システム」）の活用等については、システムの利用が可能か否か関係省庁等と検討を深めたい。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 第2次回答

管理番号	170	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	08_消防・防災・安全

提案事項(事項名)

火薬類取締法に基づく保安検査の基準日の見直し

提案団体

埼玉県、越谷市、愛知県

制度の所管・関係府省

経済産業省

求める措置の具体的内容

火薬類取締法に基づく保安検査について、同じような周期の保安検査がある高圧ガス保安法等と同じように、前回の保安検査(完成検査)の日から1年を経過した日を基準日とし、その基準日の前後1月以内に保安検査を受け又は自ら保安検査を行った場合にあっては、基準日において当該検査を受け又は行ったものとみなすように規則改正を行うこと。

具体的な支障事例

火薬類取締法に基づき、政令で定める特定施設又は火薬庫は、保安検査を1年(土堤、簡易土堤及び防爆壁は3年)に1回行うものと定められている。このため、法令上、前年度に実施した日までに保安検査を実施することとなっており、保安検査日の日程調整次第では、年々、保安検査を受ける日が前倒しになる可能性もあり、運用面に課題がある。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

保安検査の日程の予定が合わない場合、検査が徐々に前倒しになる。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

提案の実現により、保安検査が徐々に前倒しになることなく、毎年決まった時期に行うことができる。

根拠法令等

火薬類取締法施行規則第44条の2

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

花巻市、栃木県、神奈川県、相模原市、富山県、高知県、熊本市

○当県では積雪により冬季の保安検査は実施困難であることから、検査日が徐々に前倒しになる可能性がある現在の流動的な制度設計よりは、毎年決まった時期に行えることが望ましい。
○保安検査実施日の急な悪天候や製造業者及び火薬庫の所有者等の諸般の事情により、検査実施が不可となることは十分想定され、結果として法令を遵守できなくなる恐れがある。そのため弾力的な運用を可能とする

規則改正若しくは通達の発出を求める。

○火薬類取締法に基づく火薬庫等の保安検査について、前回の保安検査実施日を基準として同日又は休日を考慮して日程を決めているが、検査日を基準日の前後1か月とするのであれば、日程調整が容易になると考える。

○保安検査を実施する側の管理上、徐々に前倒しになることなく、毎年決まった時期に行うことができた方が管理しやすい。

各府省からの第1次回答

頂いたご意見を受け止め、火薬類取締法に基づく火薬庫等の保安検査について、前回の保安検査の日から1年(土堤、簡易土堤及び防爆壁にあっては、3年)を経過した日の前後一月以内に行う場合にあっては、基準日において当該検査を受けたものとみなすとする措置について検討する。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

見直しに前向きな回答をいただき感謝申し上げます。事業者の利便性向上、行政の業務効率化に資するため、提案実現に向け速やかに御検討いただきたい。併せて、提案実現に向けた検討スケジュールについても具体的に御教示いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

今年中に各自治体へ保安検査の実態及び改正による影響について聴取し、年明けから有識者との意見交換を実施予定。

来年6月頃の改正省令施行を目指し、省令改正手続きを進める予定。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 第2次回答

管理番号	192	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	07_産業振興

提案事項(事項名)

信用保証協会法に基づく特別保証制度の創設・変更報告における軽微な変更等に係る手続きの簡素化

提案団体

茨城県、福島県

制度の所管・関係府省

金融庁、経済産業省

求める措置の具体的内容

信用保証協会法における特別保証制度の創設・変更報告について、法令等の制定又は改正に伴うものや軽微な内容変更の場合には、主務大臣への報告が省略可能となるよう見直しを求める。

具体的な支障事例

信用保証協会が特別保証制度の創設・変更をする際には、信用保証協会法第 35 条及び第 52 条の規定により、都道府県知事又は市町村長を経由して主務大臣へ報告することとなっている。
当該報告については、金融庁長官・経済産業大臣通知により、法令や国が定める制度要綱の制定・改正に伴い特別保証制度を創設・内容変更する場合や、特別保証制度の軽微な内容変更を行う場合であっても報告が必要とされている(添付書類の一部省略は可能)が、形式的な性質が強く必要性に乏しい。
なお、貸出利率の変更及び字句の修正は現行でも報告省略可能とされている。
【参考】
提案県への報告回数(令和5年度)は以下の通り。
A 県
特別保証創設・改正に係る報告: 12 件
上記のうち、法令改正や国の要綱改正等に伴うもの: 8 件
B 県
特別保証創設・改正に係る報告: 8 件
上記のうち、法令改正や国の要綱改正等に伴うもの: 4 件

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

都道府県、市町村及び信用保証協会の業務の効率化につながる。

根拠法令等

信用保証協会法第 35 条、第 52 条、業務関係事項の報告について(平成 18 年 1 月 26 日付け金融庁長官・経済産業大臣通知)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

栃木県、京都府、和歌山県、佐賀県、宮崎県

○提案県同様、特別保証制度の軽微な内容変更を行う場合の報告は、形式的な性質が強く必要性に乏しいと考えており、法令等の制定又は改正に伴うものや軽微な内容変更の場合には、主務大臣への報告が省略可能となるよう見直しを求める。

当県（令和5年度）

特別保証制度・改正に係る報告：11 件

上記のうち、法令改正や国の要綱改正等に伴うもの：4件

各府省からの第 1 次回答

信用保証協会が特別保証制度を創設・変更する際には、信用保証協会法第 35 条及び第 52 条の規定により、都道府県知事又は市町村長を経由して主務大臣へ報告していただくこととなっている。

これは、例えば、法令や国が定める制度要綱の制定・改正に伴い特別保証制度を制定・改正する場合において、法令や国制度の制度設計に合わせて適切に特別保証制度が創設・内容の変更がなされているかを確認、監督するために報告していただいているもの。

また、各自治体においては、国制度に準拠して制度融資を創設・改正する際には、こうした法令や国制度の創設・改正について把握し、適切に自治体制度融資に反映していただく必要もあり、報告自体を省略することは困難であると考えている。

他方で、ご提案いただいた統一的な改正や期間の延長などの軽微な改正等の場合については、現在の「30 日以内」の報告から、例えば、「各四半期終了後 30 日以内」という形で報告頻度を下げることにより、都道府県、市町村及び信用保証協会の事務負担を軽減し業務の効率化に繋がるため、報告期限について、速やかに見直しの検討を開始する。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

特別保証制度の創設・変更報告は、事由の発生から 30 日以内を提出期限として信用保証協会から報告されるものであり、本件報告を待っているのは法令や国制度の創設・改正を自治体制度融資に適時適切に反映することは難しい。法令改正等については貴省から都道府県・市町村にその都度情報提供いただいております。各自治体はそれを踏まえて制度融資に反映させていることから、本件報告を省略した場合でも、法制改正等の把握及び制度融資への適切な反映の点で支障はないものと考えている。

貴省において、各信用保証協会が特別保証制度の創設・内容変更を適切に行っているか確認、監督する必要があるとのことだが、法令改正に伴う所要の文言修正まで全て報告対象とする必要があるのか、関係機関の事務負担軽減と業務効率化を図る観点から再度ご検討願いたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

各府省からの第 2 次回答

法令改正に伴う所要の文言修正であっても、監督官庁として把握する必要性自体はあると考える。

一方で、法令改正等については中小企業庁から都道府県・市町村にその都度情報提供しており、各自治体はそれを踏まえて制度融資に反映させている実態を鑑み、統一的な改正や期間の延長などの軽微な改正等の場合については、現在の「30 日以内」の報告から、「各四半期終了後 30 日以内」という形で報告頻度を下げたことを速やかに検討する。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 第2次回答

管理番号	206	重点募集テーマ	○(デジタル化(4 以外))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	07_産業振興

提案事項(事項名)

適正計量管理事業所の指定等に係る申請等の手続における特定市町村経由事務の廃止

提案団体

長崎市

制度の所管・関係府省

経済産業省

求める措置の具体的内容

計量法第 127 条第2項から第4項、計量法施行令第 41 条第3項、計量法施行規則第 72 条第1項及び第 81 条の各手続における特定市町村の経由規定を廃止し、オンライン上で直接経済産業大臣又は都道府県知事に申請若しくは届出を行うこととするよう見直しを求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】

計量法第 127 条第1項の適正計量管理事業所の指定に係る申請の手続については、申請者の事業所の所在地が特定市町村の区域にある場合にあっては、特定市町村の長(以下「特定市」という。)を経由して、経済産業大臣又は都道府県知事に提出しなければならないと規定されている(変更及び廃止の届出についても同様)。また、同法施行規則第 96 条第7号の規定による年度報告については、事業者が直接、経済産業局長又は都道府県知事に行うこととされており、特定市を経由しなければならない手続とそうでないものが混在している状況となっている。

【支障事例】

特定市においては、上記特定市の経由規定により、経済産業大臣等あての進達処理等の事務負担が生じており、また、申請者(事業者)においては、特定市を経由しなければならない手続とそうでない手続が混在し、わかりにくい状況となっていることにより確認や連絡調整のための負担が生じている。

【制度改正の必要性】

上記手続に関しては、特定市を経由しなくとも、経済産業大臣等が申請者(事業者)からオンライン上で、直接申請を受け付け、内容を特定市に情報提供される仕組みにすることで、特定市においても申請情報等を把握することができ、特定市及び申請者(事業者)の状況改善、また、手続の迅速化のため、制度の見直しが必要であるとする。

【支障の解決策】

特定市を経由する規定を廃止することで支障が解決すると思われる。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

申請者(事業者)において、特定市を経由しなければならない手続と、都道府県知事等に直接提出する手続が混在しており、わかりにくく、確認等のために事務負担が生じている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

申請者(事業者)において、必要な手続の窓口が一本化され、わかりやすくなり、確認等の事務負担が軽減され

る。また、特定市においても、経済産業大臣等への進達等に係る事務負担が軽減される。さらに、経由事務廃止により手続の迅速化も期待される。

根拠法令等

計量法第 127 条、計量法施行令第 41 条第3項、計量法施行規則第 72 条第1項及び第 81 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

岩手県、栃木県、豊橋市、滋賀県、高松市、熊本市

—

各府省からの第 1 次回答

計量法第 127 条第2項等に規定する経済産業大臣の権限に属する事務については、計量法施行令第 41 条第2項により、「国の事業所以外の事業所」については、都道府県知事が行っている。また、現在、適正計量管理事業所に指定されている「国の事業所」はない。郵政事業の民営化以降、適正計量管理事業所に係る申請等が経済産業大臣に寄せられることは一切なく、都道府県において手続が完結している。

特定市の経由事務の廃止提案については、都道府県の事務負担の増加につながるものであり、すべての都道府県が当該提案を受け入れられるとは限らず、また、計量法上の特定市は、地方自治法上の政令指定都市や中核市といった相対的に事務処理能力の高い自治体が指定されている（計量法施行令別表第1）ことから、全国 126 の特定市のすべてが求め、提案しているものでもない。

本提案については、現行制度上も、地方自治法第 252 条の 14 に基づく地方自治体間の「事務の委託」の制度を活用することにより、個別の特定市や都道府県のそれぞれの事情や方針等を踏まえ、地方自治体間で合意し、経済産業大臣が同意することによって実現できるものであり、実際に、本提案に係る事務の委託が行われている事例も既に以前からある。

個別の地方自治体間の状況等を踏まえ、必要な自治体において地方自治法第 252 条の 14 に基づく「事務の委託」制度の活用を検討することが望ましい事案と考える。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

特定市を経由する規定は、少なくとも 30 年以上前から続くものであるが、電子申請サービスが確立している現在では申請者が都道府県に直接手続を行うことは容易であり、特定市を経由する必要性に乏しく、手続の簡素化による事業者及び行政のトータルコスト削減の観点から積極的に廃止すべきと考える。

都道府県の事務負担増は、新規指定申請手続における計量法第 127 条第3項の検査を特定市管内外にかかわらず対応する必要が生じることが挙げられるが、同検査の令和5年度実績では、特定市の経由を廃止した場合における全都道府県の平均対応件数は年間約 0.5 件増、政令指定都市がある都道府県の平均対応件数は年間約 1.1 件の増であり、いずれの場合も現行の業務への影響は少ないと推察され、全 126 の特定市で削減される事務負担の総量を考えれば全体としては効率化が進むと考えられる。なお、都道府県で負担が過度に大きくなるケースが生じた場合は、特定市への事務の委託が解決策の一つになると考える。その他、上記以外の変更申請等の手続は、実質的な処理を現在も都道府県が行っていることを鑑みると、新たな負担は生じないか、生じたとしても軽微である。

また、本提案に対し、多くの特定市が共同提案団体に名を連ねていないことのみをもって本提案そのものを求めているとみなすのはやや性急な解釈のように思われ、反対に、都道府県を含む複数の自治体が賛同している点を重視すべきと考える。加えて、このような状況で自治体ごとに個別の事務委託を行った場合、地域ごとに取扱いが異なることによる混乱が生じる懸念から、全国統一的な取り扱いを基本とすべきと考える。

以上、当該規定の廃止について積極的な検討を重ねて求める。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

—

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

「経済財政運営と改革の基本方針 2025」（骨太方針 2025）や「地方創生 2.0 基本構想」等の閣議決定文書において、経由事務の廃止が政府方針として明示されているため、提案の実現に向けて積極的に検討していただきたい。

特定市を経由する規定は、少なくとも 30 年以上前から続くものであるが、電子申請サービスが確立している現在では申請者が都道府県に直接手続を行うことは容易であり、特定市を経由する必要性に乏しく、手続の簡素化による事業者及び行政のトータルコスト削減の観点から積極的に廃止すべきではないか。

本提案に対し、都道府県を含む複数の自治体が賛同している点を重視し、経由事務の廃止に向けて前向きに検討すべきではないか。

当該事務を引き続き行いたいと考える特定市については、都道府県からの事務委託等の対応を検討いただきたい。

各府省からの第 2 次回答

特定市においては、計量法の規定により立入検査（法第 148 条）、定期検査（法第 19 条）等を自治事務として実施しており、都道府県と同様、計量行政の実施主体として地域の適正な計量の実施の確保を担っている。

適正計量管理事業所の指定に係る申請手続においては、申請のあった事業所における計量管理の方法（使用する特定計量器の検査方法、検査設備の保管・整備方法等）について検査を実施している。

特定市の経由については、単なる特定市への情報共有を目的とした経由事務ではなく、上述のとおり、自治事務で得られる情報や知見等も踏まえ、計量管理の方法について検査をしているところ。

特定市の管内の事業所からの申請に対して、当該事業所における計量管理の方法の検査を担う行政機関としては特定市が最適であり、今後も引き続き、特定市が自治事務で得ている知見等をもって対応することが地域の適正な計量の実施の確保に最適であると考え、経由事務廃止の是非について、提案自治体以外の自治体の計量行政機関がどのような考えであるか確認する。

特定市や都道府県のオンライン申請への対応（環境整備等）については、既にオンライン申請への対応を実施している自治体もあり、具体的な申請の実施方法や体制の構築等は、各自治体の状況等も踏まえ、各自治体において検討・判断されるものとする。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 第2次回答

管理番号	277	重点募集テーマ	○(デジタル化(4))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	12_その他

提案事項(事項名)

都道府県知事が資格付与者となっている国家資格の見直し

提案団体

広島県、宮城県、福島県、広島市、愛媛県、全国知事会、中国地方知事会

制度の所管・関係府省

警察庁、こども家庭庁、デジタル庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

求める措置の具体的内容

国家資格のうち、都道府県知事が資格付与者となっているものについて、試験事務を既に全国統一の団体が行っている資格を含め、各種資格の付与者を国とするなどの見直しを求める。

具体的な支障事例

都道府県知事が資格付与者となっている国家資格については、一部資格で指定試験機関による全国統一での資格試験の実施など、事実上全国統一的な基準による運用がなされているものもあるため、各都道府県がそれぞれ事務を行う必要性が乏しい。

それにもかかわらず、資格付与者が都道府県知事とされていることで、各都道府県では免許証等の申請・内容の確認・交付をはじめ様々な事務が発生しており、都道府県の事務負担となっている。

利用者にとっても、資格者名簿を各都道府県が管理しているため、苗字が変わった場合の免許書換えを、免許を発行した都道府県に申請する必要がある、居住地と免許発行地が異なる場合は郵送が必要となるといった支障が生じている。

現在、デジタル庁において整備・運用されている「国家資格等情報連携・活用システム」(以下「システム」)によって、一部資格については、オンラインでの資格の登録申請や資格情報の確認、証明が可能となっているが、都道府県知事が免許交付することとされている国家資格について、同システムに実装されていない資格は、申請書や住民票の写しなど、紙での申請に伴う申請者及び行政の事務負担が生じているため、各種資格の付与者を国とする上で、システムを利用したオンラインによる免許申請等の推進も必要であると考えている。

システムへの資格の実装が進めば、各都道府県が資格者名簿をそれぞれ管理する必要性も無くなることから、資格付与者を国へ見直した上で、資格に関する事務を国で一元的に実施する方が効率的であるし、利用者の利便性向上にも資すると思う。

【具体的な当県での事務負担】

- ・調 理 師:試験申込件数-370 件/年、新規申請件数-438 件/年、年間作業時間-約 350 時間
- ・製菓衛生師:試験申込件数-185 件/年、新規申請件数-118 件/年、年間作業時間-約 370 時間、試験事務を県が直接実施(試験当日の会場運営、採点は業者委託)

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

資格付与者を国に転換することで、国家資格等情報連携・活用システムに連携される資格者名簿が一元化され、現在、例えば結婚して苗字が変更となった場合の免許書換えは、免許交付した都道府県に申請しないといけないところ、居住地の近くの国の窓口に行けば書換え申請できることになり、利便性向上につながる。あわせて、各都道府県がそれぞれ行っていた試験・免許事務が国に一元化されることで、都道府県の事務負担軽減にも繋がる。

また、都道府県知事が資格付与者となっている国家資格について、原則として国家資格等情報連携・活用システムによるオンライン申請を可能とすることで、紙申請に伴う申請者の来庁の手間や行政での事務処理負担の軽減が期待される。

根拠法令等

製菓衛生師法第2条、調理師法第2条 等

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

岩手県、長野県、宮崎県

○当県においても同様に、免許証の交付等様々な負担が生じている。

【具体的な当県での事務負担】

- ・調理師：試験申込件数-218 件/年、新規・書換え・再交付件数-492 件/年、年間作業時間-約 295 時間
- ・製菓衛生師：試験申込件数-89 件/年、新規・書換え・再交付申請件数-61 件/年、年間作業時間-約 62 時間

また、居住地と申請時の住所が異なる利用者は、郵送で申請するケースが多く、手続きに時間的なコストが生じている。

そのため、国への事務の一元化には賛同するが、本県ではまだ国家資格等情報連携・活用システムを導入しておらず、システムを使った手続きにはすぐに対応できない。

各府省からの第1次回答

回答については別紙。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

別紙のとおり

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【岩手県】

【家畜商法（家畜商）】

講習会の実施にあたっては、家畜商法等で講習内容及び時間数が定められている他、講習会の参加者は、開催都道府県民だけではなく、開催県以外からの参加者もいる状況であり、さらに免許の効力は全都道府県に及ぶことを踏まえると、地域による講習内容の違いは受講者にとって実効性を伴っておらず、地域の実情を受講内容に反映させる必要性は低いと思われる。

また、開催状況は、都道府県により毎年開催、隔年開催、近隣県との持ち回り開催など様々であり、実情を反映させるとしてもその習得機会も不均衡となっているところ。

なお、国では、令和6年3月28日付5畜第3034号「デジタル原則を踏まえた家畜商法の適用に係る解釈の明確化等について（通知）」にて、家畜商講習会のオンライン化を進めるよう通知があったところでもあることから、国がオンライン講習会を開催できれば、受講者にとっても居住地に関わらず受講できる他、免許の効力にあった一律の講習が受講できるメリットがある。

【家畜改良増殖法（人工授精師）】

資格付与に当たって必要となる講習会及び試験については、各都道府県の実態に応じて講習会を実施することが望ましいものの、現行の法律、規則においては、家畜人工授精師の免許を受けようとする者は、都道府県等が実施した講習会の合格証や住民票等の書類を住所地を所管する都道府県知事に提出することとなっていることから、国が資格の付与を行うことができるものと考え。

ただし、国が資格の付与を行う場合、各都道府県が免許取得者の状況を把握するための仕組みが必要である。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

全国統一試験で運用されている国家資格については、地方公共団体の業務負担の軽減と住民サービスの向上を図る観点から、「国家資格等情報連携・活用システム」を活用した資格申請・変更等のオンライン化を全面的に推進し、資格の付与・管理を国が一元的に担う体制への移行を強く求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

国家資格については、国が責任をもって試験事務や資格の登録等を全国的に統一して制度整備を行うべきではないか。その上で、当該資格に関する必要な情報を地方公共団体が活用して、地域における事務を円滑・適切に行うことのできる仕組みを構築すべきではないか。

国家資格等情報連携・活用システムを活用することで、身近な窓口で手続きができなくなることによる住民の利便性の低下を回避することが出来るのではないか。

外部団体等への事務委任が行われていない資格について、委任が可能となる規定を設けることで、実質的に都道府県に事務が発生しない仕組みにすることが出来るのではないか。

【行政書士】

合格の決定のみ委任できない仕組みについては、他の国家資格の例を踏まえ、都道府県の負担軽減に資するよう、合格の決定を含む全ての試験事務の委任を可能にするべきではないか。行政書士法第4条第1項から「総務省令で定めるものを除く」の文言を削除する法改正を行うなど、具体的な方策を第2次回答で示したい。

【調理師】

資格登録に係る事務は都道府県において共通の運用がされており、試験事務においても多数の都県は指定試験機関に委任しているため、共通の運用がされている実態がある。このような実態を踏まえ、現在、都道府県が行っている事務を国や外部団体等が実施することの影響について、都道府県への聞き取りを行うとともに、国家資格等情報連携・活用システムを活用することによる事務負担軽減の効果も踏まえた検証を行い、その結果を第2次回答で示していただきたい。

また、専門調理師が調理師の上位資格であることを理由に資格付与者を区別していることについては、合理性を欠くと考えられるのではないか。

【全国通訳案内士】

全国通訳案内士に対する指導取締りについては、資格登録事務を国や外部団体等が行うこととし、資格保有者に関する情報を国から都道府県に共有することで、引き続き都道府県による指導取締りの実効性を確保できるのではないか。

都道府県が資格登録事務を行わずとも、地域のニーズに合った全国通訳案内士の育成や活躍の場を確保する取組は可能なため、国や外部団体等が資格登録事務を実施することについて検討いただきたい。

現在、都道府県が行っている事務を国や外部団体等が実施することの影響について、都道府県への聞き取りを行うとともに、国家資格等情報連携・活用システムを活用することによる事務負担軽減の効果も踏まえた検証を行い、その結果を第2次回答で示していただきたい。

各府省からの第2次回答

回答については別紙。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 第2次回答

管理番号	279	重点募集テーマ	○(人口減少地域等におけるサービス空白地域の解消等)	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	06_環境・衛生

提案事項(事項名)

太陽光発電等で発電した電力の自己託送要件の緩和

提案団体

神戸市、札幌市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、大阪市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市

制度の所管・関係府省

経済産業省

求める措置の具体的内容

経済産業省が策定する自己託送に係る指針の「3. 自己託送における需要について」の2段落目の文末に下記のような文言を追加してほしい。
「ただし、カーボンフリー電力による自己託送により電気の供給を受ける一の需要場所が、地方公共団体が管理する公共性のある需要場所である場合、当該他の者が最終的に電気を使用する場合においても、当該者及び当該者と経済産業省令で定める密接な関係を有する者の自己託送における需要に該当する。」

具体的な支障事例

自己託送とは、自社が所有する太陽光発電等で発電した電力を、自社や関連企業の施設に送電して利用するための制度で、コスト削減等のメリットがあり、カーボンフリー電力の導入を促進するために利用されている。しかし、制度の趣旨に反する利用が増加したため、近年自己託送に係る指針が改正され、要件が厳格化された。自己託送の要件の一つとして、自己託送で送電を行う発電者と受電した電気を使用する需要家との間で、密接な関係が必要であるとされている。自己託送に係る指針の改正で、密接な関係を有する需要場所から密接な関係がない他の者に対して電気の融通が行われ、他の者が最終的に電気を使用する場合、自己託送における需要に該当しないと明文化された。
地方公共団体が管理する施設では、一般向けに開放されている公共施設が多く、最終的な電気の消費者が市民である公共施設の取り扱いが不透明である。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

地方公共団体は2050年のカーボンニュートラルに向けて、率先してカーボンフリー電力を導入する必要がある。制度改正により地方公共団体における自己託送の要件が緩和されると、カーボンフリー電力導入が促進され、カーボンニュートラルの達成に寄与すると考える。
また、自己託送が地方公共団体において拡大することにより、電力の地産地消が促進され、災害時においても公共施設での停電リスクを下げ、地域のレジリエンスが強化できると考える。

根拠法令等

電気事業法第2条第1項第5号ロ、電気事業法施行規則第2条及び第3条第1項、経済産業省が策定する自己託送に係る指針の「3. 自己託送における需要について」

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

上尾市、東京都、静岡県、豊橋市、熊本市、那覇市

○求める措置の追加文の「地方公共団体が管理する」を「地方公共団体等が管理する」とすることを希望する。
理由：事業協力団体（政策連携団体等が管理する施設を含めるため。）

※ 補足意見

自己託送制度の主旨として、テナントへの電気供給自体を緩和する検討を求める。

理由：自家消費の場合、テナントへの電気供給は事業者の判断により可能であるため。

○今後、県有施設において、太陽光発電の導入を検討している。この場合、再エネ電力を発電場所から離れた県有施設で活用することもあり得ることから、今後、支障をきたす恐れがある。

○当市において、エネルギーの地産地消の促進として、自己託送を活用した電力供給に取り組んでいるが、自己託送の要件が緩和されることは地域の脱炭素化やレジリエンスの強化に寄与するものと考えられるため、提案団体の内容に賛同する。

○当市においても、脱炭素電源の活用案として、清掃工場のごみ発電による公共施設への自己託送を検討していたが、要件厳格化により事業実施を停止している。本提案により、要件が緩和されれば事業実施が再開できると考える。

各府省からの第1次回答

御指摘の自己託送に係る指針の改正は、環境価値や追加性のある再エネ電気に対する需要家のニーズが増加する中で、自己託送による電気の供給には再エネ賦課金が課されないことに着目し、自家発自家消費の延長として、需要家の保有する自家用発電設備の有効活用という制度趣旨に反して自己託送が活用されている実態や、自己託送に再エネ賦課金が課されていないことについて審議会で負担の公平性が指摘されていることも踏まえて要件の厳格化を行ったものであり、自己託送の利用者が地方公共団体であることをもって要件を違えることは考えておりません。

その上で、今回の改正に当たっては、需要場所における受電設備を保有していること等をもって自身の需要とみなし、需要場所内でテナント等の他者に電気を供給（融通）する形式をとり、従前から設定されている密接な関係性要件を満たしていない当該他者が実体的に電気の最終消費者となっているといった制度趣旨に反する自己託送の利用実態があることを踏まえ、一の需要場所内で他者に電気を供給（融通）する場合には、当該他者にも自己託送を実施する需要家との間に密接な関係性等の要件を求める当該他者にも自己託送を実施する需要家との間に密接な関係性等の要件を求めることとしています。こうした考え方は自己託送に関する Q&A として資源エネルギー庁の HP にも掲載しております。

なお、今回の御要望のケースにおいて、市民が単に公共施設を利用されている場合は、公共施設内における市民に対する電気の供給（融通）には該当しないと考えられます。一方で、公共施設内にいわゆるテナントとなる事業者が存在するような場合には、指針等に自己託送事業者となる地方公共団体と当該テナントの間の密接関係性等の要件を満たすことが必要となります。このため、市民が公共施設を利用していることをもって自己託送が認められないわけではありませんが、個別の事例については、各一般送配電事業者に御相談ください。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

自己託送の利用者が地方公共団体であることをもって要件を違えることがない方針であることは承知した。ただし、2050 年のカーボンニュートラル達成には国全体での取り組みが不可欠であり、地方公共団体においては率先してカーボンフリー電力を導入する立場であり、自己託送はそれを実現する上で極めて有効な手段と考えている。しかし、多種多様な公共施設への自己託送を検討する際、指針の厳格化により要件が複雑になり高度な専門知識も必要であるため、地方公共団体が自己託送の導入をためらう要因になっていると考えている。このような課題を解消し地方公共団体の取り組みを加速させるため、地方公共団体に対して、「密接な関係性」の解釈を明確化し、考える事例を記載した上で文書で広く周知していただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【上尾市】

「市民が単に公共施設を利用されている場合は、公共施設内における市民に対する電気の供給(融通)には該当しないと考えられます。一方で、公共施設内にいわゆるテナントとなる事業者が存在するような場合には、指針等に自己託送事業者となる地方公共団体と当該テナントの間の密接関係性等の要件を満たすことが必要となります。このため、市民が公共施設を利用していることをもって自己託送が認められないわけではありませんが、個別の事例については、各一般送配電事業者に御相談ください。」との回答であるが、各一般送配電事業者により見解が異なることも想定され、経済産業省及び資源エネルギー庁から具体的な基準が必要と考えている。(なお、一般送配電事業者を確認したところ、詳細な基準、要件については、回答が難しいようであった。)

自己託送先の施設内に自動販売機が設置されている場合(当該自動販売機に係る電気の使用者は、当該自動販売機設置業者)において、どのような要件を満たせば、自己託送の対象施設になるか、次の点に即して具体的に提示していただきたい。

【要件】

- ① 職員以外の者(市民など)の自動販売機の利用頻度(恒常的か・一時的か)
- ② テナントの設置形態(オープンな開放施設か・クローズの非開放施設かなど)
- ③ 施設の利用形態(市民利用が想定されない消防署、浄水場などに関係業者が出入りする場合など)

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

各府省からの第2次回答

御指摘の自己託送に係る指針の改正は、自己託送による電気の供給には再エネ賦課金が課されないことに着目し、自家発自家消費の延長として、需要家の保有する自家用発電設備の有効活用という制度趣旨に反して自己託送が活用されている実態や、自己託送に再エネ賦課金が課されていないことについて負担の公平性の観点から指摘されていることも踏まえて要件の厳格化を行ったものであり、事業者の負担軽減等を目的に自己託送の活用を検討することは不適切であると認識しております。

自己託送を利用する場合の要件の適合条件については、既に資源エネルギー庁のHPにおいて、考えられる事例も交えながら自己託送に関するQ&Aとして公表しております。個別案件の適否についてはより具体的な内容を確認し、自己託送の制度趣旨も踏まえて個別に判断することが適当と考えており、上記Q&Aに示したような事例以上の「詳細な基準や要件」を示すことは適さないと考えております。そのうえで、上記指針においては、「当該一般送配電事業者だけでは自己託送を利用させてよいかどうか判断できない場合には、当該一般送配電事業者は、その供給区域を管轄する経済産業局(自己託送で供給する電力の容量が1万kW以上の場合及び一般送配電事業者の供給区域をまたぐ場合には経済産業省)に確認を求めることとする。」と定めていることを踏まえ、資源エネルギー庁のWebサイトにおいて各経済産業局等の問い合わせ先を明確化することといたします。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 第2次回答

管理番号	287	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	07_産業振興

提案事項(事項名)

導入促進基本計画の策定の簡略化又は廃止

提案団体

長岡京市

制度の所管・関係府省

経済産業省

求める措置の具体的内容

事業者が先端設備等を導入することで受けることができる優遇措置等の制度は維持しつつ、市区町村が作成する導入促進基本計画について、「効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド」(令和5年3月31日閣議決定)の趣旨に沿って簡略化又は廃止すること。

具体的な支障事例

導入促進基本計画により事業者が享受できる優遇措置の内容については、市区町村による裁量がなく(地方税法による固定資産税の軽減措置など)、同計画が形骸化している。計画の管理(更新作業)に労力が必要なことと、事業者においては国の制度以外に市区町村の計画も把握する必要があり、情報が煩雑となっている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

事業者の利便性向上を図ることができるうえ、計画策定を行う市区町村の負担軽減や、市区町村から提出された計画を確認する(経済産業大臣の同意が必要)経済産業省の負担軽減につながる。

根拠法令等

中小企業等経営強化法第49条第1項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

花巻市、ひたちなか市、川崎市、島田市、尾張旭市、熊本市

○事業者及び市町村の事務負担軽減を図るために簡略化すべきと考える。
○事業者が享受できる優遇措置の内容は地方税法で定められた固定資産税の軽減措置であり、市に裁量がなく導入促進基本計画も形骸化しているため、優遇制度は維持しつつ、市区町村が作成する同計画の簡略化や廃止が望ましい。
○導入促進基本計画の制定、変更に係る事務負担は少なくはなく、簡略化を図る制度改正の趣旨には賛同す

る。

各府省からの第1次回答

中小企業者の先端設備等の導入を促進していくためには、地域の実情や地域独自の産業政策も踏まえつつ、市町村によるイニシアティブの下で効果的な取組が推進されることが必要。このため、市町村が定める導入促進基本計画については、市町村が地域の状況、特色等に鑑み、導入を促進する先端設備等の種類並びに導入する地域、業種、事業等を限定することを可能としており、実際、多数の自治体において、その裁量のもと、地域の状況等を踏まえ先端設備等の種類や業種等を限定した導入促進基本計画を作成していると承知。

導入促進基本計画は、固定資産税の特例措置に係る制度を構成するものであり、中小企業等経営強化法に基づく法定計画であることから既存の計画等との統廃合や廃止は困難。また、市町村において当該特例措置の活用が想定される場合は、同計画の計画期間は当該特例措置の期間と一致している必要があることから、当該特例措置の期間を超える期間の計画を定めることは困難。

なお、事業者の作成する先端設備等導入促進計画の認定要件等を明確化するため、同法において、先端設備等の導入の促進の目標、種類、導入の促進の内容に関する事項、計画期間など、市町村による導入促進基本計画の作成に必要な最低限の事項を定めており、記載事項のこれ以上の簡素化は困難であるものの、市町村における既存の総合計画の記載を活用した効率的な記載例を示すなど、市町村の事務負担の軽減につながる方策について検討してまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

【先端設備等の種類、業種等を限定した計画について】

第1次回答では、多数の自治体において先端設備等の種類や業種等を限定した導入促進基本計画を作成しているとあるが、これらを限定した導入促進基本計画を作成している市町村の割合及びその内容をご教示いただきたい。

【計画の廃止について】

「ナビゲーション・ガイド」を踏まえ、導入促進基本計画のあり方を見直し、計画によらない形式を検討されたい。

【記載事項及び計画策定手続の簡素化について】

地域の状況等を踏まえて先端設備等の種類や業種等を限定する場合、事業者にとっては税制措置を受けられない状況となることから、導入促進基本計画においては地域の状況把握や分析等を踏まえた説明が必要であると認識している。一方で、市町村が限定しない場合には、地域の状況把握や分析等が導入促進基本計画の構成要素として必要ではないと思料されるため、記載事項を簡素化されたい。

また、固定資産税の特例措置となる先端設備等の種類や業種等は中小企業等経営強化法及び同法施行規則において決まっていることから、経済産業大臣の同意がなくとも、中小企業等経営強化法の趣旨を逸脱した内容の計画となることは想定されないと思料する。導入促進基本計画の作成について、より市町村に主体性を持たせるために、経済産業大臣への協議・同意を不要とするなど計画策定の手続を見直しされたい。

【計画変更手続の簡素化について】

導入促進基本計画の見直しの際に、大きく産業構造が変わらない市町村も少なくないと思料しており、計画期間毎に地域の状況把握や分析まで行う必要があるのか見直しされたい。特に、計画期間終了毎に新規計画の作成としているが、大幅な内容の更新がある場合にのみ計画の変更を要することとし、軽微な内容の変更の場合は計画を延長することを認めるなど、計画の変更の簡素化について検討されたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国町村会】

提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

令和5年3月に閣議決定された「計画策定等における地方分権改革の推進について～効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド～」を踏まえ、導入促進基本計画のあり方を見直し、計画によらない形式を検

討されたい。

第1次回答において、「多数の自治体において、その裁量のもと、地域の状況等を踏まえ先端設備等の種類や業種等を限定した導入促進基本計画を作成している」とあるが、事務局を通じて京都府内の市町の計画を確認したところ、ほぼ同様の内容となっていた。また、全国の96%の自治体において導入促進基本計画が策定されている状況を鑑みると、同意に係る手続における経済産業省の負担もあることから、国・地方を通じた効率化のためにも、当該計画を廃止することを検討されたい。

仮に、自治体において先端設備等の種類や業種等を限定することが必要な場合は、例えば告示によってそれらを明示するなど、計画によらない形式を検討されたい。

第1次回答において、「市町村における既存の総合計画の記載を活用した効率的な記載例を示すなど」とあるが、具体的なイメージとしてどのような方法を想定しているか。なお、総合計画の記載のみならず、他の計画の記載を活用した記載方法も検討いただきたい。

各府省からの第2次回答

【先端設備等の種類、業種等を限定した計画について】

令和4年度先端設備等導入計画制度に関する調査研究結果において、先端設備等の種類や業種等を限定している市町村数(複数回答)を示している。調査時点で導入促進基本計画を策定していた1,663市町村のうち、太陽光発電・その他再生可能エネルギー関連を一律に限定している市町村は100件、売電目的等の条件付で太陽光発電・その他再生可能エネルギー関連を対象外としている市町村は170件、不動産賃貸業や物品賃借業等のその他の業種等を限定している市町村は15件である。

【計画の廃止について】

市町村が導入促進基本計画を策定する目的は、地域の実情や地域独自の産業政策も踏まえ、市町村のイニシアティブの下で効果的な取組を推進することにある。このため、雇用の創出や景観保全等の理由から太陽光発電設備を対象外とする市町村や、地域の産業政策との整合を図るため不動産業等を対象外とする市町村等、多くの市町村で独自性が発揮されている。例えば、京都府内で導入促進基本計画を策定する23市町のうち6市町でも、雇用創出や環境保全に配慮した地域独自の計画を策定している。

また、支援措置の中でも固定資産税の特例措置の活用が多いが、計画によらない形式に基づき当該固定資産税の特例措置が得られるとの整理がなされないままに計画を廃止した場合、当該特例措置を受けられなくなる可能性がある。

したがって、導入促進基本計画の廃止は困難であると考ええる。

なお、市町村の規則・規程、要領、実施基準等に導入促進基本計画に記載すべき事項が明記されている場合、これらを引用することができると考えており、記載例を示すとともに、中小企業等の経営強化に関する基本方針の見直しの際には明示することを検討してまいりたい。

【記載事項及び計画策定手続の簡素化について】

中小企業者の先端設備等の導入を促進するためには、市町村が地域の実情や地域独自の産業政策を踏まえて取り組むことが重要。本制度は、市町村が先端設備等の種類並びに導入する地域、業種、事業等を限定することを可能とする等、独自性の高い制度である。他方、記載事項には、総合計画をはじめとする市町村独自の計画等を引用することができると考えており、記載例を示すとともに、中小企業等の経営強化に関する基本方針の見直しの際には明示することを検討してまいりたい。

また、本制度は国の制度であり、先端設備等の導入が円滑かつ確実か、企業の生産性の向上に資するものであるかについて、国が実質的な確認を行う必要がある。

したがって、経済産業大臣への協議・同意を不要とすることは適切ではない。

【計画変更手続の簡素化について】

地域の人口構造や産業構造等の調査や分析は、導入促進基本計画において先端設備等の導入促進の目標を設定する際に必要な記載事項だが、総合計画をはじめとする市町村独自の計画等における調査結果等を活用できるため、必ず新たに調査や分析を行うことを求めているわけではない。

すなわち、総合計画をはじめとする市町村独自の計画等を引用することができると考えており、記載例を示すと共に、中小企業等の経営強化に関する基本方針の見直しの際には明示することを検討してまいりたい。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 第2次回答

管理番号	366	重点募集テーマ	○(デジタル化(4 以外))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	07_産業振興

提案事項(事項名)

国家資格「計量士」の登録

提案団体

鹿児島県、九州地方知事会

制度の所管・関係府省

デジタル庁、経済産業省

求める措置の具体的内容

国家資格「計量士」の登録について、
(1) 登録申請手続等について、国家資格等情報連携・活用システムを利用するとともに、紙媒体による申請及びオンラインによる申請どちらも都道府県の経由を要しないこととすること。
(2) 計量士登録証について、当該システムにおいて発行が可能な「デジタル資格者証」を原本とすること。

具体的な支障事例

国家資格等については、令和6年8月6日より運用が開始された国家資格等情報連携・活用システムを用いることで、オンラインでの資格登録や「デジタル資格者証」による資格所持状況の確認が可能になる予定であり、「令和6年の地方からの提案等に関する対応方針(令和6年 12 月 24 日閣議決定)」では建築基準適合判定資格者等の国家資格について、国家資格等情報連携活用システムを用いたオンラインによる登録申請を可能とするとともに、都道府県経由の廃止が謳われている。

(1)について
計量士についても、計量法施行令第 32 条で登録申請時の都道府県経由が規定されているところ、建築基準適合判定資格者と同様に国家資格等情報連携・活用システムを利用したオンライン申請を可能とした上で、紙媒体及びオンライン申請双方の都道府県経由事務を廃止することで、登録申請者から直接国へ申請が行われ、来庁負担が不要になる。
また、登録申請者にとってのメリットだけでなく、都道府県での事務処理の負担軽減にもつながる。(令和6年事務処理実績: 令和6年度6件受付、1件あたり 12 時間要する)

(2)について
さらに、「デジタル資格者証」を計量士登録証の原本とすることで、登録証の交付についても、都道府県経由を不要とし、申請者への交付の迅速化や都道府県事務の負担軽減が期待される。
これらのことから、計量士の登録申請については「デジタル社会の実現に向けた重点計画(令和6年6月 21 日閣議決定)」の趣旨を踏まえ、他の国家資格の登録申請と同様に国家資格等情報連携・活用システムを活用し、オンラインによる登録申請を可能とし、「デジタル資格者証」を登録証を原本とするとともに、紙媒体及びオンラインによる申請のどちらの場合であっても都道府県の経由を要しないこととすることを提案する。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

1. 都道府県窓口に行くことが負担との意見
申請のオンライン化は望ましいが、紙の登録証交付を都道府県経由で行う場合、受取のため都道府県窓口に来庁してもらうこととなり、申請者の負担軽減とならないため、デジタル資格者証のニーズは高いと考える。
現状の紙の登録証の受領については、都道府県経由で交付されることから、受取のため都道府県の窓口に出

向く必要がある。

なお、郵送での受取方法もあるが、登録証が折れ曲がる可能性が高いので、デジタル資格証での交付が求められている。

2. 携帯できる免許の要望

紙の免許証を失くしてしまい再発行を求める方も多く、デジタル資格者証への潜在的ニーズは高いと考える。

定期検査に係る代検査を行う際に、受検者から資格者である旨の明示が求められることがあり、デジタル資格証への潜在的ニーズは高いと考えられる。

なお、現在の紙の登録証は常時携帯することは無理である。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

提案の実現により申請者の負担軽減及び行政のデジタル化・効率化につながる。

根拠法令等

計量法第 122 条、計量法施行令第 32 条、第 36 条、第 37 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

栃木県、山梨県、滋賀県、和歌山県、宮崎県

○当県における計量士登録の令和6年度実績は3件となっている。

計量士の登録申請及び登録証交付手続は都道府県経由で行われており、手続に時間を要している。

これらの手続についてデジタル化し、都道府県経由を廃止することにより、申請者及び都道府県事務の負担軽減が図られる。

○提案内容と同様の意見です。（令和6年度3件受付、1件あたり12時間を要する）

○業務の効率化に資するDXを活用した取組で、申請者の利益となるほか、類似の国家資格に関する先行事例もあるため有用と認められる。

各府省からの第1次回答

政府において活用が進みつつある「国家資格等情報連携・活用システム」については、「計量士」の登録申請手続等についても活用の可能性を検討しているところであるが、「計量士」として登録されるためには、計量器の検査その他の計量管理を適確に行うために必要な知識経験を有する必要がある（計量法第122条）、都道府県知事は、登録に際し、計量法施行規則第54条に基づき、「法第122条第2項第1号の条件に適合していることを証明している（いわゆる「都道府県知事の実務経験証明」）。

現行のシステムを活用し、登録申請において都道府県を経由しないこととする場合、都道府県知事に別途、実務経験証明を求め、確認等を行う手続が必要となり、必ずしも業務処理の迅速化、効率化につながらない状況が生じる。（登録申請における個別の事業所での業務（申請は全ての都道府県から出される）について、「計量士の登録に必要な実務経験を積んだと認められる」かどうかを国が直接確認することは現実的ではない。）

また、計量行政の実施主体である都道府県が、適切に計量行政を遂行していくためには、管内で業務を行う計量士の情報を把握しておくことが重要であり、実際にそのようなニーズもあることから、都道府県が登録事務に一切関わらないこととするのは、必ずしも全ての自治体が望んでいることとは言えない。

適切に計量行政を遂行しつつ、都道府県と国が適切に業務分担し、業務を迅速化、効率化していくためには、例えば、「国家資格等情報連携・活用システム」

の利活用等が考えられるが、今後、関係省庁及び都道府県とも相談しつつ、検討を進めて参りたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

計量士登録事務の経路が廃止されることにより、都道府県の事務負担が軽減され、行政の効率化を図ることが可能である。「経済財政運営と改革の基本方針2025」等、政府方針としても経路事務の廃止が明示されており、積極的に御検討いただきたい。

従来どおり都道府県知事の実務経験証明の運用を継続する場合であっても、申請者や都道府県の負担軽減や、登録証交付事務等の簡略化を図る観点から、申請情報が都道府県と国に同時に共有されることで、両者が

並行して事務を行うことが出来る仕組みにすることや提出書類の形式審査をシステムが自動に行えるようにすること、デジタル資格者証の原本化など、「計量士」の登録申請手続等における「国家資格等情報連携・活用システム」の活用について、早急に検討いただきたいと考える。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化など、デジタル技術の活用によって住民サービスの向上および地方公共団体の業務効率化が図られるよう、本提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。あわせて、提案の実現にあたっては、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会と必要な連携を図ることを求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

「経済財政運営と改革の基本方針 2025」（骨太方針 2025）や「地方創生 2.0 基本構想」、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」といった閣議決定文書において、経由事務の廃止が政府方針として明示されていることに加え、「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」に基づく、「国家資格等情報連携・活用システムの利用拡大に係る共通化推進方針」が策定されていることから、提案の実現に向けて積極的に検討していただきたい。

国家資格制度に関しては国が責任をもって制度基盤を整備すべきであり、デジタル化を通じた基盤整備が求められている今日、オンラインで直接に申請手続等が完結する仕組みを国として早急に構築すべきではないか。国へのオンライン申請を可能とし、申請内容等の確認に係る都道府県経由事務を廃止した上で、国への申請情報が同時に都道府県に共有される仕組みとすることで、国からの実務経験証明の照会を要せず、都道府県自ら実務経験証明を国に提出する運用が可能になるのではないかと。これにより、国・地方全体での事務の効率化・合理化が図られるのではないかと。

計量士の登録情報等をシステム上で都道府県に共有することで、都道府県における適切な計量行政の遂行に支障は発生しないのではないかと。

各府省からの第2次回答

計量法における法執行業務は、国、都道府県、特定市が、それぞれの役割を担っており、都道府県は、計量行政の実施主体として、多くの自治事務を担っている。

計量士登録申請において、都道府県は申請者における実務経験の条件（「計量に関する実務に一年以上従事」等）に適合することを証する書面（いわゆる「都道府県知事の実務経験証明」）を、自治事務で得られる情報や知見等も踏まえ、必要に応じ、実際に従事している事業所を訪問するなどして作成しており、単なる都道府県への情報共有を目的とした経由事務ではない。

具体的には、実務経験の期間としてカウントできる事業所については、計量法上の各種手続き（登録、指定、届出受理等）上、都道府県が最も情報を有し、密接に関係している事業所（計量証明に係る事業所、適正計量管理事業所等）であり、都道府県が実務経験の証明を実施するのが最適。

本件については、今後も引き続き、都道府県が対応することが地域の適正な計量の実施の確保に資するものと考えるが、経由事務廃止の是非について、提案自治体以外の都道府県の計量行政機関がどのような考えであるか確認する。

他方で、申請者の利便性向上や行政事務の効率化に資するべく、国家資格等情報連携・活用システム（以下「システム」）の活用等については、システムの利用が可能か否か関係省庁等と検討を深めたい。